新宿区教育委員会会議録

平成24年第7回定例会

平成 2 4 年 7 月 6 日

新宿区教育委員会

平成24年第7回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成24年7月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 4時16分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委	員	長	熊	谷	洋	_	委員長	長職務代	理者	菊	池	俊	之
委		員	白	井	裕	子	委		員	羽	原	清	雅
委		員	松	尾		厚	教	育	長	石	崎	洋	子

説明のため出席した者の職氏名

次				長	小	池	勇	士	中	央	図	書	館	長	野	田		勉
参教事	育 調 務	那整		事長扱	吉	村	晴	美	教	育	指	導	課	長	工	藤	勇	_
教	育 支	接	課	長	齊	藤	正	之	学	校	運	営	課	長	米	Щ		亨
統	括指	導	主	事	長	田	和	義	統	括	指	導	主	事	小	坂	和	弘
統	括指	道	主	事	佐	藤	郁	子										

書記

 教育調整課管理係長
 久
 澄
 聰
 志
 教育
 調
 整
 課
 安
 川
 正
 紀

 教育調整課管理係
 高
 橋
 和
 孝

議事日程

議案

- 日程第 1 議案第 2 6 号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 議案第 2 7 号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を 定める規則
- 日程第3 議案第28号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

報告

- 1 平成24年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について(次長)
- 2 通学路における安全点検の実施について(教育調整課長)
- 3 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度運用状況 報告について(教育指導課長)
- 4 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成23年度管理運営業務に係る事業評価報告書について(教育支援課長)
- 5 平成25年度 新一年生受入可能学級数(学校運営課長)
- 6 給食食材の放射性物質検査結果について(学校運営課長)
- 7 平成25年度学校給食調理業務委託実施校について(学校運営課長)
- 8 幼稚園舎を活用した落合第二高齢者総合相談センターの設置について (学校運営課長)
- 9 その他

◎ 開 会

〇熊谷委員長 それでは、ただいまから平成24年新宿区教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議には、全員出席しておられますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

- ◎ 議案第26号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 議案第27号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- ◎ 議案第28号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- **〇熊谷委員長** それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第26号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」「日程第2 議案第27号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則」「日程第3 議案第28号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

説明を教育調整課長からお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第26号議案から28号議案の説明をさせていただきます。議案概要を使って説明をさせていただきます。

初めに、議案第26号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則について、御説明をします。

改正の概要をごらんください。

この規則は、児童手当法の改正に伴い、東京都教育委員会の事務処理に関する条例が改正されたことから、この規則にて引用している条項を改正するものです。

具体的条文については、新旧対照表をごらんください。

この規則は、第1条と第2条からなる規則ですが、1条では通則として、地教行法の規定に基づく教育委員会の権限に関する事務の一部を、教育長に委任することを規定しております。この2条で具体の事項を列挙しておりまして、20項目ございます。このたびの改正は、

(8) の東京都規則に基づく教職員の児童手当に関する部分の引用条項を改めるものです。

また、子ども手当が廃止されたため、児童手当の読みかえを定めていた附則の第2項を削除 いたします。

附則です。1、この規則は、公布の日から施行します。

2、平成23年における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく手当の認定及び支 給に係る事務については、この規則による改正後の教育委員会の権限委任に関する規則の規 定にかかわらず、なお従前の例によるものといたします。

提案理由は、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部改正に合わせ規定整備を行う必要があるためです。

次に、議案第27号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める 規則について、御説明をいたします。

これは新宿区幼稚園条例の一部を改正する条例により委任されました新宿区立東戸山幼稚園に係る規定の施行期日を、平成24年9月1日と定めるものです。

この条例は、東戸山幼稚園を子ども園化するための園舎の改修を行う間、仮園舎で運営することによる位置の変更を規定したものですが、その移転時期のめどがついたため、本定例会で規則制定をお願いするものです。

続きまして、議案第28号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則です。

この改正は、住民基本台帳法の改正による外国人住民に係る住民基本台帳制度の創設等による様式の改正、その他、規定整備を行うものです。

新旧対照表をごらんください。

まず別表ですが、これは規則の中で3歳児保育を実施する園を定めているものですが、これにつきましては平成23年に西新宿幼稚園が西新宿子ども園に転換した際に改正漏れがあったため、今回、削除をするものです。

次に、裏面をごらんください。

これは入園申請書ですが、現行様式の一番下の確認欄のところに、外国人登録証明書の文言があります。これが基本台帳法の改正により不要となるため、改正を行う必要が生じたものですが、この文言を単に削除するだけではなく、この改正に合わせて内容整理をいたします。この欄と、その隣の受付番号、さらにその上の下線の部分については、そもそも事務処理用の箇所であることから、様式の内容としては不要なものということで削除させていただくものです。また、表の中の下から4行目の入園を希望する日の下に、括弧書きで「(新年度の入園は4月1日)」を加え、同じく下から2行目、「補欠登録の有無」の前に「申請日

現在の」を加えます。

附則ですが、この規則は平成24年7月9日から施行します。

また、この規則による改正前の新宿区立幼稚園条例施行規則の規定により作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間、使用することができることといたします。

提案理由は、住民基本台帳法の一部改正等による規定整備を行う必要があるためです。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇熊谷委員長 ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、まず議案第26号について御意見、御質問をいただき たいと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見等ございませんので、討論及び質疑を終了とさせていただきます。 議案第26号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

〇熊谷委員長 ありがとうございました。

それでは、議案第26号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第27号について御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

これについても特に御質問、御意見がないようでございますので、討論及び質疑を終了とさせていただきます。

議案第27号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

〇熊谷委員長 ありがとうございました。

それでは、議案第27号は原案のとおり決定をさせていただきます。

次に、議案第28号について御意見、御質問をお願いいたします。

○羽原委員 参考までに教えていただきたいのですが、この外国人登録の項目が記載されないということですが、僕が幼稚園を訪問した際に、両親の国籍が十分把握されていなかった。僕に対する説明の際把握されていなかったのか、資料としてはあるのか、それはわかりませんが、やはり教育上、両親の国籍、つまり言葉とか習慣とか、そういうような問題からすると、どうしても国籍は掌握しておかなければいけない、いわゆる個人情報扱いではなく、必需の要項として確認し

ておくべきだと思うのですが、このあたりはこの住民登録あるいはその手続の中で情報が把握されるということでしょうか。

- **○熊谷委員長** それでは、学校運営課長から回答をお願いいたします。
- ○学校運営課長 その件につきましては、まず外国人登録法が7月9日でなくなるということで、 外国人登録により把握されていた方が、基本的には住民票の中に移っていくということでござい ます。そういった部分を含めて、まずなくすということと、あとは外国の方が入園をされるとい うときには、当然相談がございます。そういった周辺の相談の中で、把握をされていくというよ うに考えてございます。
- ○羽原委員 これは要望ですが、たまたま訪問の際に説明できなかったという事態は理解できるけれども、小学校にしても中学校にしても、義務教育的なものについては、やはり両親の国籍とか在日期間とか、そういうものは公表はしないまでも学校なり幼稚園としては、ぜひ把握して教育の中に反映させてほしいと思います。もうそうなっているかとは思いますが、あえて要望しておきたいと思います。
- ○教育指導課長 今の羽原委員の御意見ですけれども、現在でも学校では教育指導要録の作成をします。入学または編入の折には、必ず指導要録を作成することになっておりまして、そこの中には国籍をも記載することが可能になっております。ですから、最初の時点で家庭の状況なりをつかむチャンスはございます。そのように対応しておりますので、今後も保護者に配慮をしながら進めていければと思っています。
- ○教育長 羽原委員がおっしゃっている意図は、外国籍かどうかということとあわせて、学校教育を受ける場合の日本語の習得状況など、特別なサポートが必要な子どもたちを把握しているかということにもかかわると思います。国籍は日本であっても、現実にはそういった困難を抱えている子どもたちも、新宿区では非常に多い。学校として外国籍の子どもの把握と、現実にさまざまな課題を抱えている子ども、それから正確な数はなかなか把握できないというような現実が今、、新宿の学校の中では進行していると思っております。議会からも、外国籍の子どもたちが何割いるのかというような質問もありますが、その質問の意図を踏まえて答えなければならない状況があると思っております。
- 〇熊谷委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに何かございますか。

○松尾委員 細かいことですが、様式の改正案がありますが、上から6行目、氏名の下に「幼児との関係」と書いてあります。ここでは「幼児」になっていますが、下の記入欄では「子どもの氏

名」となっています。氏名の下の「幼児」とあるのは下の記入欄でいう「子ども」のことだと思いますが、統一したほうがよいのではないでしょうか。

それから、その氏名の右側に電話番号の記入欄がありますが、記入しづらいように思うので、 体裁を少し変えていただきたいと思います。

それから、一番下に現在、通園している園の右側に米印がございますが、これは削除になると 思います。右側の米印は、現行では注意事項が書いてあったわけですが、そこは削除されており ますので、改正案のほうの米印も削除していただきたい。

- ○熊谷委員長 今の3点の御指摘について、回答していただきたいと思います。
- ○学校運営課長 まず、御指摘のように、確かに幼児との関係というところの幼児と子どもというところは、通常、同一になるというところでございます。これは特段、別の人を想定して書いているわけではございませんけれども、これまでの様式をそのまま踏襲したというところでございます。

それから、電話欄につきましては、このあたりは印刷の関係で工夫は可能だろうと考えてございます。

それから、改正案の米印のところは、削除が正しいと考えてございます。

○教育調整課長 御指摘の部分につきましては、修正させていただきます。

そこを確認させていただきます。

まず御指摘の「幼児」と「子ども」の文言の統一についてですが、こちらは「幼児」で統一させていただきます。

また、現在、通園している園の横の米印については削除ということとさせていただきます。 電話番号欄等についてはレイアウトの問題ですので、それは印刷のときに工夫させていただく ということで、よろしくお願いいたします。

〇熊谷委員長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

議案第28号を御意見に基づいて改正案を修正とした原案についてお認めをいただきたいと 思いますが、いかがでしょうか。

[異議なしの発言]

〇熊谷委員長 ありがとうございました。

それでは、原案のとおり決定をさせていただきます。

- ◆ 報告 1 平成 2 4 年第 2 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨につい て
- ◆ 報告2 通学路における安全点検の実施について
- ◆ 報告3 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度運用状況報告について
- ◆ 報告 4 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成 2 3 年度管理運営業務に係る 事業評価報告書について
- ◆ 報告5 平成25年度 新一年生受入可能学級数
- ◆ 報告6 給食食材の放射性物質検査結果について
- ◆ 報告7 平成25年度学校給食調理業務委託実施校について
- ◆ 報告8 幼稚園舎を活用した落合第二高齢者総合相談センターの設置について
- ◆ 報告9 その他
- **○熊谷委員長** 次に、事務局から報告をお受けいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

まず、次長からお願いいたします。

○次長 それでは、報告1でございます。第2回区議会定例会における代表質問等の要旨ということでございます。

社会新宿区議会議員団、かわの議員からの一般質問です。新宿区事業継続計画(BCP)の新型インフルエンザ編が3月に定されたということで、教育委員会として、この計画に基づく訓練、研修、さらには保護者との連携など、どのように考えているかという質問でございます。

答弁でございますが、新型インフルエンザの発生の際、新宿区新型インフルエンザ対策本部会議が設置されることになっています。そのもとで、教育委員会では、迅速な対応を学校に指示していく。また、こうした実施体制の確保に向け、本計画の中で定められた基本的対応方針に基づき、教育委員会で作成するマニュアルに準拠した訓練等を実施していくと答弁してございます。

次に自由民主党新宿区議会議員団の佐原議員からの代表質問でございます。

生活保護制度についてということで、(1)で就学援助制度の利用状況について、(2)

のところで、"子どもの低学力の背景に貧困の問題が横たわっている"という主張に対して、 教育委員会としてどのような見解を持っているかというところが中心でございます。

まず答弁でございますが、(1)のところでは2段目になります。過去5年間の小学校での利用状況ということで、在籍児童数の20%前後で推移している。一方、中学校の利用状況は年々増え続け、平成23年度には35%になっているということでございます。

(2) のところでは、家庭の経済状況と学力に相関関係があること、これについては文部 科学省の研究結果により承知しているということでお答えしてございます。さらに、子ども の低学力の要因は、貧困のみでなく、児童・生徒の生活習慣、学習習慣等、複数あると認識 しているというお答えをしてございます。

次に、3ページでは、同じ佐原議員からですが、子どもの体力と運動能力の向上についてということで、(1)のところでは22年度調査から見た新宿区の児童・生徒の体格、体力・運動能力の特徴、さらに3年間どのような推移をしているか、また課題をどのようにとらえているかという質問でございます。

まず(1)のところでは、22年度体力調査によれば、体格についてはおおむね全国の平均値を上回ったものの、体力・運動能力については、小・中学生ともに体力合計点で全国の平均値を下回っている。特に柔軟性及び持久力は、小・中とも課題になっているというようなところでございます。

そして、(3)でございますが、教育委員会では、児童・生徒の体力・運動能力の向上の ためには、日常的に楽しく運動に親しむ児童・生徒を育成していくことが課題であるという ようなところで、体力向上委員会を設置して、実践的な取り組みを検討・計画しているとこ ろであるという答弁でございます。

次に、4ページにまいりまして、新宿区議会公明党の北島議員からの代表質問でございます。

通学路の安全確保ということで、悲惨な事故が相次いでいるという事故報道を受けまして、 教育委員会として、どのように受けとめ、対応していくかというようなところと、(3)の ところで区内のすべての通学路を子どもの目線で改めて総点検すべきというところでござい ます。

まず(1)ですが、一連の事故を受け、教育委員会では文部科学省等の通知を踏まえ、5 月に全区立学校に対し、通学路周辺の安全確認の再徹底をするよう通知しているということ と、あわせまして(3)のところで、毎年、通学路の点検及び設定の見直しを図り、安全な 通学路の設定、学童擁護員の配置等に取り組んでいる。また、区立小学校で取り組んでおります「地域安全マップ」、こういったものも例示として挙げてございます。さらにということで、文部科学省・国土交通省・警察庁からの通知に基づく安全点検にも取り組んでいくというようなことでございます。

もう1点、北島議員でございますが、5ページのところでは、特別な支援を必要とする子どもの教育に関する中長期的な計画の策定ということで、東京都の特別支援教育推進計画の第三次計画でうたわれている、とりわけ特別支援教室の設置、このような施策が特別支援教室の配置との兼ね合いについて、区はどのように認識しているかというようなところと中長期的な計画の策定、この辺の質問でございます。

(2) のところをごらんください。東京都が示している「特別支援教室構想」、これは区内の全小・中学校に特別支援教室を設け、3校で1つのブロックを形成し、その中の拠点校1校から教員がほかの2校へ移動し、指導を行うものということで、この特別支援教室構想を進めるに当たっては、教室の確保等の指導環境の整備が課題である。

また、(3)のところでは、東京都は「特別支援教室モデル事業」の検証を経て、28年度 以降には全都的に特別支援教室の導入を予定している。そのため、新宿区教育ビジョンに示 した計画に基づき、新たな特別支援教育推進体制についての方針を策定していくというお答 えでございます。

次に、日本共産党新宿区議会議員団でございます。阿部議員からの代表質問です。

子ども・子育て新システムと待機児童解消、区立幼稚園の廃止についてということでございます。

これにつきましては、第二次実行計画のパブリックコメントの意見等を例示として出しまして、現在、幼稚園の適正な園数、配置の検討を進めている。あり方の見直しの検討結果がまとまり次第、見直しの内容や適正な配置の考え方を公表するとともに、保護者をはじめ関係者の皆さんに丁寧に説明していくというお答えをしてございます。

2といたしまして、学校選択制度についてということで、(1)では選択制と災害の問題についてどのような認識か。(2)、(3)、(4)では杉並区が選択制を見直すと決定していますが、その辺の決定を受けてどのように受けとめているか。また(5)では、選択できない小学校を指定するという見直しをしたが、どのような見通しかということでございます。

まず(1)ですが、答弁で、小・中学校とも原則は通学区域の学校に入学することになっ

ている。また、小学校においては選択可能校を隣接する学校としており、災害時の登下校に も配慮したものとなっているということです。

(4) のところでは、35人以下学級の導入、未就学児数の増加傾向など、教育環境の変化は23区共通の課題であると考えている。このような課題を踏まえ、杉並区ではPTA役員や学校長を対象としたアンケート等をもとに、学校選択制の一部を指定校変更制度を盛り込んだ内容の見直しを行ったと聞いている。

そして(5)では「選択できない学校」についてですが、これについてはゼロ歳からの学齢別人口の推移等に基づき見通しを立てている。今後は毎年、新入学児童の予定数あるいは未就学児の傾向、また学校施設の利用状況により適切に判断していくというお答えでございます。

8ページでは、民主・無所属クラブ、鈴木議員からの代表質問、LGBTの人権について ということでございます。

(1) のところでは、児童・生徒と直接かかわるスクールコーディネーターに、LGBT に関する知識と正しい理解を持ってもらうことが必要と思うが、いかがお考えかというような質問でございます。

答弁といたしましては、スクールコーディネーターは、学校教育と地域を結ぶパイプ役として、地域の方に担っていただいているものであるが、さまざまな場面で児童・生徒ともかかわることから、LGBTを含めた人権への理解は必要なことだと考えている。人権問題全般についての理解・啓発に努めていくということになっております。

9ページ、2点目でございますが、区民の健康に対する取り組みということで、とりわけ 放射線に関する健康管理ということで、子どもだけでなく保護者の不安も同時に解消できる よう親子で相談を受けるような体制、制度が求められるのではないかという質問でございま す。

答弁でございますが、下から3段目でございます。親子を対象とした相談については、教育センターの教育相談室において面談を実施するとともに、各学校におけるスクールカウンセラーや養護教諭が受け付けている。今後もこうした取り組みを継続して、児童・生徒や保護者の不安解消に努めているというものでございます。

次に、平間議員からの一般質問でございます。

外国人登録制度の改正ということで、7月9日からの新たな在留管理制度の導入と住民基本台帳の改正、新制度に移行されない方の取り扱いについてということでございます。

新制度に移行しない方も従来どおりということでございますが、とりわけ新規に入国して きた外国人のうち、住民台帳に載らない人については、申し出があった場合は事情を勘案し て対応していくという答弁となってございます。

10ページにまいりまして、新宿区議会花マルクラブ、なす議員からの代表質問でございます。

新宿の教育ということで、(1)のところではグローバル時代における学校の先生方もき ちんとそのことを認識していく必要があるということ、また(3)では新宿区内の小・中学 校の生徒は全員トーイック750点以上を目指すべきではないかというようなところ。また、

- (4)では日本の公教育について、(6)では私立中学を希望する理由・原因をどのように 分析しているか、(7)では区立中学校は決して私立に負けないということをもっとPRすべきではないかという御質問でございます。
- (1) の部分につきましては3行目でございます。グローバル時代においては、世の中の変化に適切に対応した教育活動を行う必要があり、教育は専門分野での知識・技術とともに、専門外の分野に対しても柔軟に取り組んでいこうとする意欲、行動力など総合的な人間力が求められていると認識しているというようなこと。
- (3) のトーイックの件につきましては、学校においても教員にさまざまな資質能力が求められている。例えばということで、外国語活動の指導力も教員が身につける資質能力の1つであるというようなところです。
- (4) の公立学校の役割、11ページでございますが、これにつきましてはすべてが子ども たちの学習の機会を保障し、心身ともに健全な成長を担うことにある。教育委員会では、す べての学校が教育目標を達成できるよう、さまざまな支援をしているということ。
- (6) の私立中学校を希望する理由でございますが、建学の理念、大学の附属校や中高ー 貫校であることなど、さまざまあると考えているというようなこと。
- (7) のPRの件でございますが、これは下から3行目でございます。学校説明会においても、さまざまな紹介をしているところである。また、「しんじゅくの教育」などでも紹介している。区立中学校の魅力を伝えていくことは重要であり、今後もPRに力を入れていくというようなところでございます。

以上でございます。

〇熊谷委員長 ありがとうございました。

それでは、報告2について教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、通学路における安全点検の実施について、資料に基づき御報告させていただきます。

第2回定例会の質問及び答弁の報告の中にもございましたが、このたび通学路における事故の多発を踏まえ、文部科学省、国土交通省、警察庁からの通知に基づく安全点検ということで実施をしていくわけですけれども、この具体的なスケジュール等について記載をさせていただいております。ステップ1、ステップ2というように記載してございますので、裏面をごらんいただきまして、今回の点検の全体スキームについて、まず御説明をさせていただきます。

真ん中が文部科学省の流れ、左側が国交省、道路管理者の流れ、右側が警察の流れということになります。真ん中の流れの中の上から3番目に、市町村教育委員会が安全点検事務局ということになるということで書いてありますが、現在、学校に対して通学路の安全点検、危険箇所の抽出というところを依頼しているところでございます。

これに先立ちまして、6月19日には道路管理者、それと警察が集まって関係者会議を開催しております。7月20日まで、この点検を各学校において実施をした後、7月の末に、またこの関係者会議を開きまして、合同点検の実施箇所を決めていく、また対策の必要箇所を抽出していくという流れを考えております。想定される対策メニューというのが右側のほうにありますけれども、道路交通環境の改善であるとか、交通指導の取り締まり等、幾つかの対策が考えられると思います。

これで抽出した後、ステップ2ということで、緊急合同点検を受けた対策の実施検討をしてまいります。まず対策メニュー案を検討して、具体的に対策案を作成して、実施をしていくということになります。

また、表にお戻りいただきまして、このステップ1のところを8月31日までに実施をし、 区としてはこの状況を東京都の教育庁に報告をしてまいります。

9月からは、また関係機関で協議の上、対策メニュー案を検討していく。11月30日を目途に、対策メニューも実施してまいりたいということです。対策メニューの具体的な実施については、予算等の事情もありますので、少しおくれるというようなことも実際には出てくるかと考えております。

直近では、7月20日に各学校からの報告が出てまいりましたら、7月27日に再び関係者会議を開催して、ここで合同点検の実施の具体的なスケジュールですとか、対策の必要箇所を、出てきた報告書をもとに協議をしていきたいと考えております。

今回、小学校の通学路における安全点検の実施ということで、各小学校に通知をしておりますが、中学校についても、この夏の間に毎年、通学路図の提出を依頼しておりまして、それにあわせて学校周辺の危険箇所についても報告を求めていくというものでございます。

以上、雑駁ですが、御報告を終わらせていただきます。

〇熊谷委員長 ありがとうございました。

それでは、報告3について、教育指導課長からお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡 制度運用状況について御報告をします。

初めに、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校の相互連絡制度の協定について、改めて確認の意味も含めまして簡単に御説明いたします。

本制度は、子どもたちの非行防止や犯罪被害からの防止など、子どもたちの健全育成を推進していくことを目的に、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。本日、御用意いたしました資料の3枚目が本協定書の写しでございます。

本連絡制度を運用するに当たりましては、児童・生徒の非行の内容など、非常に繊細な個人情報を取り扱うことになりますので、その情報については適正かつ慎重に管理する必要があり、教育委員会ではこの協定締結に合わせまして、相互連絡制度運用に関するガイドラインを定めております。

さらに、2枚おめくりいただきますとガイドラインをつけております。

このガイドラインでは、運用状況について、個人情報保護審議会に報告することを義務づけており、教育指導課では直近の状況を随時審議会に報告しているところでございます。本日は、個人情報保護審議会に報告いたしました平成23年度分の運用状況をまとめて御報告いたします。

資料の2枚目をごらんください。

平成23年度に学校から警察へという外部提供はございませんでしたので、すべてが警察から学校に連絡のあったもの、つまり本人外収集のみの事案になります。該当する案件は、計10件でございます。すべて電話で、該当する学校あて連絡のあったものでございます。 2件が小学校、8件が中学校の事案になります。このうち半数の5件が万引きによるものでございまして、その他、校外での喫煙、校外での暴力行為、深夜徘回などがございます。それぞれの事案の詳細につきましては、本人が特定されてしまうおそれもございますので、以上とさせていただきます。

警察から連絡を受けた際のそれぞれの学校の対応につきましては、どの事案についても当該児童・生徒に対し、規範意識の醸成が図られるよう各学校で継続的な指導を行っております。

また、本人外収集で得た個人情報の管理につきましては、ガイドラインの定めに基づきまして適正に管理しております。

なお、教育指導課では、毎年度、年度当初に学校の管理職を対象に説明会を開催し、本相 互連絡制度の目的と、この制度の適正な運用のあり方について指導、助言を行っております。 今年度は4月19日に実施いたしました。

簡単ですが、以上で御報告を終わります。

〇熊谷委員長 ありがとうございました。

それでは、報告4について教育支援課長からお願いいたします。

○教育支援課長 それでは、報告の4、新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成23年度管理 運営業務に係る事業評価報告書について御説明いたします。

この事業評価は、指定管理者制度を導入している施設の管理状況につきまして、毎年、指 定管理者に自己評価を行わせるとともに、実地調査の結果等を踏まえて評価を行い、その結 果を公表しているものでございます。

それでは、1ページをごらんください。

まず、この事業評価の目的についてですが、他の指定管理者施設と同様に、評価結果を今後の管理運営業務に反映させ、利用者へのよりよいサービスの提供に寄与できるよう、施設の設置目的に沿った円滑な運営が行われているかどうかを検証するものでございます。

次に、評価の対象ですが、2ページをごらんください。

施設の概要といたしましては、こちらに記載のとおりとなっておりますが、簡単に御説明いたしますと女神湖高原学園は、立科町から借り受けた約9万5,000平方メートルの土地に、学校棟や区民棟など、5棟からなる延べ床面積約8,000平方メートルの建物、平成4年12月から2年7カ月の工期をかけまして新築したものでございます。

収容定員といたしましては、学校棟で196人、区民棟で40人の計236人となっています。区では、校外教育活動施設といたしまして、小学校5、6年生の夏季施設や、中学校1、2年生の移動教室などで活用しているものでございます。

指定管理者といたしましては、平成20年4月から現在の株式会社フジランドが受託をして おり、今回の評価期間は5年間の指定期間中の4年目に当たるものでございます。 4ページをごらんください。

事業評価の概要についてですが、評価に当たっては外部委員 4 名を含む指定管理者評価委員会を設置いたしまして、施設管理に関すること、学校利用者の利用に関すること、一般利用者の利用に関すること、収支状況に関すること、従業員に関することの5項目について、指定管理者が提出する事業報告書や自己評価表、さらには学校利用者アンケートの結果や評価委員の現地視察、指定管理者に対するヒアリング等に基づきまして評価を行ったものでございます。

評価の基準は、大変すぐれている場合はA、適正に行われている場合はB、最低限必要なことは行われている場合はC、改善を要する場合はDであらわしております。

評価結果につきましては、5ページに記載のとおりですが、今回すべての項目に関して、 適正に行われているBと評価されており、総合評価も同様となっております。

評価結果の具体的な内容は6ページから8ページに記載がございますが、9ページの集計表の中で、先ほどの評価基準でCまたはDとの記載があった項目につきまして、幾つか簡単に御説明いたします。

まず、施設管理に関することの中の施設の修繕や備品管理についてです。施設及び施設の 附帯設備については、破損や老朽化などによる修繕を迅速に行っており評価できますが、ソ フトバレー用のボールの劣化や、保健室の冷蔵庫が冷えないといった性能低下など、消耗品 や備品の状況把握が十分でない部分があったもので、今後、施設内の月次点検を徹底し、適 切な管理運営に期待するものです。

次に、学校利用者の利用に関することの中の食事の提供についてです。アレルギーへの対応や季節感のある献立など、学校利用者からはおおむね満足との評価を得ていますが、中学校のスキー教室において配ぜんされた副食が冷めていた状況があったことから、冬場の配ぜんの際に、料理を温かいまま提供できる工夫が必要です。

次に、一般利用者の利用に関することの中の利用者の拡大についてです。昨年度は、東日本大震災の影響により4月中を休館にしたことや、降雪量が少なかったため、スキーシーズンの利用客に影響が出て、年間の一般利用者数が前年度より減少となったものですが、そのことを考慮いたしましての閑散期における学校棟利用の促進など、改善の余地がまだまだあることから、利用者拡大に向けた取り組みについては評価が低かったものです。

また、自主事業に関しては、黒字収支とはなりましたが、年間を通じて柱となるツアーや 集客力のある目玉企画など、ツアー内容の見直し、魅力ある企画づくりに、まだ改善の余地 がありとの評価が反映したものです。

10ページをごらんください。

各項目の評価を総合した結果、総合評価についても適正に行われているBとなっております。

高く評価できる点といたしましては、2年連続で収支状況が黒字となった点が挙げられます。また、学校利用者への支援に関して、体験学習プログラムの提案、悪天候時の迅速なプログラム変更といった協力体制が確立されていることが評価されています。

改善が必要な点につきましては、5年間の指定期間中での収支バランスがとれるように、 引き続き自主事業も含めた利用者収入の増への取り組みが望まれます。また、食事の提供に 関しては、アレルギーのチェック体制や献立の工夫などへの継続した取り組みはもちろん、 料理の温度管理や提供までの時間短縮などについて検討を重ねていく必要があります。

区として協議すべき点ですが、女神湖高原学園も開設から16年が経過いたしました。施設 設備の老朽化から修繕の必要性も高くなってきています。原則といたしまして、130万円以 下の小破修繕に関しては指定管理者が実施することになっておりますが、老朽化が進む施設 では、そのことが経営に大きく影響することもあり、また最終的な施設の維持管理の責任は 区にあることから、23年度も区と指定管理者が協議をいたしまして、計画的な修繕に当たる 項目など、必要と認められる修繕につきましては、130万円以下であっても区が実施をして まいりました。今後も引き続き指定管理者と連携し、計画的な修繕に努め、安全で快適な施 設にしてまいりたいと考えております。

報告は以上です。

〇熊谷委員長 ありがとうございました。

それでは、報告5から8までを学校運営課長からお願いいたします。

〇学校運営課長 それでは、まず報告5でございます。平成25年度新一年生受入可能学級数で ございます。

これにつきましては、学校選択制の際に提供する情報として御提示するものでございます。 平成25年度新1年生受入可能学級数につきましては、小学校は1学級35人での学級編制と なってまいります。受入可能学級数は、通学区域内の児童数の状況及び将来も含めた普通教 室数の確保の観点から決めました。市谷小、四谷小は横棒が引かれていますけれども、この 2校につきましては、平成25年度は選択できない学校として指定しました。指定の基準は、 欄外に記載いたしましたけれども、通学区域内の児童だけで3学級編制となり得る小学校等 (基本方針)のうち、近い将来において普通教室不足が懸念される学校でございます。その他の学校につきましては、教室数の関係で1学級のみの編制とする花園小学校を除き、受入可能学級数を2学級といたしました。

次に、昨年度の受入学級数から増減のあった学校について御説明いたします。

まず、津久戸小学校でございます。平成24年度新入学に当たっては、通学区域内の児童数の状況及び将来も含めた普通教室数の確保の観点から1学級といたしましたが、今年度は通学区域内の児童数が人口推計上、5月1日現在で58人いますので、2学級といたしました。

早稲田小学校でございますが、昨年度、通学区域内の児童数が人口推計上89人いましたので3学級としていましたが、今年度の児童数は69人と少ないため2学級といたしました。

落合第四小学校は、昨年度、3学級としていましたが、国・私立への進学者が多く、結果として平成24年度新入学生は2学級編制となりました。今年度の通学区域内児童数は、人口推計上、昨年度とほぼ同数であることから2学級といたしました。

中学校でございます。

中学校につきましては、1学級40人編制となっております。中学につきましても、小学校と同様に通学区域内の児童数の状況及び将来も含めた普通教室数の確保の観点から、受入可能学級数を決めました。

次に、昨年度の受入可能学級数から増減のあった学校について御説明いたします。

西早稲田中学校では、昨年度、受入可能学級数を5学級としていましたが、国・私立への 進学者が多く、結果として平成24年度の新入学生は4学級編制となりました。今年度の通学 区域内の児童数は、人口推計上、昨年度よりも少ないことから4学級といたしました。

一方、新宿中は昨年度に比べ、通学区域内の児童数が人口推計上、今年度は25人ふえていることから4学級としたものでございます。

以上が報告5の報告でございます。

続きまして、報告6でございます。給食食材の放射性物質検査結果についてでございます。 これにつきましては、まず区が実施した検査について御報告いたします。

区では、区立小学校・中学校、特別支援学校全校での給食と区内で給食を提供している私立幼稚園1園の給食の調理済みの検査を実施してございます。また、区立学校におきましては、牛乳につきましても検査を行ったものでございます。結果は、ヨウ素、セシウム、それぞれ131、134、137の3種類の放射性物質について、全検体とも不検出でございました。

検査日、検査機関、検査機器、検査方法等、記載のとおりでございます。

続きまして、裏面をごらんください。

都が実施した検査についてでございます。

都におきましても、同じように放射性物質の検査を行ってございますが、これは製品ごと、食材ごと、なおかつ、いわゆる調理前のものというものについて検査を行っているというところでございまして、新宿区といたしましては、そこにもございますように、干しシイタケにつきまして検査を実施したところでございます。これにつきましても、不検出ということで結果が公表されてございます。

今後でございますけれども、2学期、3学期につきましては、区の給食(調理済み)のものについても1回ずつ行う予定でございます。また、都における学校給食用食材の検査でございますが、2学期は米、3学期は大豆を検体とする予定にしてございます。

以上が報告6でございます。

続きまして、報告7、平成25年度学校給食調理業務委託実施校でございます。

これにつきましては、これまで小学校29校中23校、中学校は全10校の計33校で民間委託を 実施してまいりました。来年度につきましては、第二次実行計画に基づきまして、下記のと おり4校で新たに給食業務の委託を実施するものでございます。

委託校といたしましては、花園、天神、落五、落六の各小学校でございます。

委託に当たっての考え方につきましては、学校栄養士の配置状況ということで、あとは平成25年度の調理職員数の状況も勘案し、委託を決めているものでございます。

今後の予定につきましては、記載のとおり当該校等への連絡・周知等を含めて、それぞれ 周知から始まりまして、チラシの配布、それから試食会、それから調理業務委託業者の選定 というように作業を進めてまいるものでございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

続きまして、報告8でございます。幼稚園舎を活用した落合第二高齢者総合相談センターの設置でございます。

これにつきましては、高齢者総合相談センターを、今までは民間のビルで設置をしていたというものでございますが、新宿区の第二次実行計画によりまして、より親しみやすい施設に移動する、利用しやすい施設としたいという方向性が示され、そのことから区有施設への併設を進めていくという計画が示されてございます。その中で、今回の設置ということでございます。

新宿区では、区内10所、設置をされてございますけれども、そこにもございますように、

第二次実行計画におきまして委託8所のうち7所について併設を進めるというものでございます。その一環といたしまして、落合第二高齢者総合相談センターにつきましては、現在の民間のビルから落合第六幼稚園舎内に移転をするというものでございます。これは小学校の夏休みに工事を行い、9月から業務を開始するというものでございます。

設置場所は、落合第六幼稚園舎、1階部分、64平米でございます。

許可期間、平成24年9月1日から25年3月31日ということでございます。

運営委託法人は、株式会社やさしい手。

窓口開設曜日、開設時間、月曜から土曜日、9時から5時半までということでございます。 事業内容につきましては、介護保険法に基づく記載の事業を行う予定でございます。

雑駁でございますが、以上で報告を終わります。

〇熊谷委員長 ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、まず報告1について御質問、御意見をお願いしたい と思います。

- ○羽原委員 議員さんの質問に便乗する形で申しわけないのですが、2ページ目の佐原議員の 就学援助制度、小学校20%、中学35%、高いなと思ったのですが、この直近の数字とどのぐ らいの援助なのかを教えてください。
- ○学校運営課長 直近の数字ということでございますが、受給率で申し上げますと、平成22年が小学校22.9%、それから中学校が33%、全体では25.6%でございます。合計の数でいきますと、小学校が1,824、これは7,973人に対して1,824でございます。それから、中学生が2,890に対して954という数字になってございます。

援助の内容ですが、まず、主なものといたしましては、学用品、それから学校給食、それから校外教授費、あとは特別支援学級の就学奨励費とございます。それぞれ、学用品につきましては、小学校で3,500万円程度、それから中学校で3,400万円程度、それから給食につきましては、小学校で7,800万円程度、それから中学校では4,700万円程度、それから校外授業では小学校が500万円弱、それから中学校では2,600万円程度というような実績となってございます。

最終的に、その金額の総計でございますけれども、小学校が1億2,950万円前後、中学校 が約1億1,190万円と、そういった金額になってございます。

○羽原委員 総額が幾らといってもわからないので、小学生、中学生の平均的な1人当たりの助成がどうなっているか。大ざっぱでいいので、今答えられなければ22年度でいいから、ち

ょっと計算して、後で教えてください。もう少し一般の人にわかるような数字を使ってください。

〇熊谷委員長 それでは、学校運営課長、後ほどまた整理をして御提示をお願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

○松尾委員 4ページの北島議員の質問に関連することですけれども、交通安全のことですが、ここに述べられていることというのは、通学路の安全に関することが主なわけですけれども、子どもの安全確保については、地域であるとか子どもたちの側の安全への取り組みということもさることながら、ドライバーの皆様への交通安全への働きかけということも重要ではないかと思います。

その観点からいきますと、まず第1に最近、起こっている悲惨な事故ですね、子どもの列に車が突っ込むというようなものについて、どういう原因で起こったのかということについて、もし何かおわかりのことがあれば教えていただきたい。それを防ぐために、どんな対策が可能であろうかという件についても、わかっている範囲で教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

- ○教育調整課長 このたびの取り組みについては、ドライバー側への啓発ですとか、そういうことについては、私どもの今の取り組みにおいて、前回の会合の中では出てまいりませんでした。ただ、全体として、警察等も入っておりますし、これからもこの関係者会議はございますので、そういうことについてもきちんと啓発をしていただくように、私どものほうも意見は言っていきたいと思っております。
- **〇熊谷委員長** よろしいでしょうか。
- **〇松尾委員** もう一つ、よろしいでしょうか。

最後の11ページの学校の取り組みを紹介するという部分がございましたけれども、ここでは特色ある教育への取り組みというところに、重点的にPRをするということで説明されているように思いますですけれども、もちろん特色ある教育というのは、その学校の魅力を高めるといった意味で非常に重要だと思いますけれども、それもさることながら、日ごろの教育をしっかり取り組んでいるのだということも、ぜひこれはPRをしていただきたいというように思います。各学校、先生方、非常に一生懸命やっておられると思うので、その先生方が活躍している様子を紹介するであるとか、いろいろな紹介の仕方があり得ると思いますけれども、その生き生きとした学校の姿を、日常の姿を紹介してほしいと思いました。いかが

でしょうか。

- ○教育指導課長 学校が主体的に自校の様子をお知らせしていくといった視点では、やはり学校公開が非常に有効だと思います。やはり保護者の方が、御自分の目でその学校の様子を見ていく。今現在も学校公開の機会を設けていますけれども、それ以外にもさまざまな、道徳授業地区公開講座ですとか、セーフティ教室ですとか、さまざまな機会がございますが、できるだけ通常の授業の様子を広く御紹介できるように、学校には努力していってほしいと思っているところです。また、そのように助言をしていきたいと思います。
- ○松尾委員 その点に関して、学校公開で中学校訪問をして授業を見せていただきましたが、 私、専門が数学なものですから、数学の授業を見ようと思って行くと、先生が全然説明して なくて、問題練習で子どもがずっと解いているということで、余り参考にならなかったこと がございます。時期にもよるのかもわかりませんけれども。その生き生きとした姿が見られ るような学校公開になるように期待をしております。
- ○白井委員 8ページの鈴木ひろみ議員の質問にありましたLGBTの人権についてという質問ですけれども、一般的にはセクシュアルマイノリティーということで、ここでも書いてあるように人権の問題だと思います。このセクシュアルマイノリティーの問題というのは、やはり人権を考える上で、少数者の人権ということでは大事な視点ではあると思いまして、特に教育長の答弁も教員対象に研修をやるとか、すごく前向きですし、人権に関しての視点で考えるという点で大変いいことなので、これはお手伝いできることがあると思いますので、ぜひやってみたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○教育指導課長 ぜひ、白井委員には御協力いただきながら、人権教育、それから法教育と、 そういった教育について、研修について充実をさせていきたいと考えています。
- **〇熊谷委員長** ほかにいかがでしょうか。代表質問答弁について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、他に御質問がなければ、報告2について御質疑をお願いしたいと思います。

- ○松尾委員 先ほどの質問とも関連することでありますけれども、必要に応じ、合同点検実施、対策必要箇所の抽出とありまして、8月上旬から8月下旬となっておりますけれども、これは対策必要箇所というのは、具体的にはどのような箇所が考えられるのでしょうか。
- ○教育調整課長 裏面のステップ1の右側のところに書いてありますけれども、具体的には道 路環境の改善というようなところがメインになるかと思います。各学校からカーブミラーの

設置ですとか、例えば信号機の設置ですとか、そういうものが出てきたときに、具体的にその箇所を見て、つくところつかないところってありますし、ほかの対策があるのかというところを具体的に見て判断しなくてはいけないものについては、合同点検をしていくことになろうかと考えております。

- **〇松尾委員** そうしますと、例えば見通しが悪い箇所であるとか、対策必要箇所の抽出という 点では、そういう場所を想定しているということでしょうか。
- ○教育調整課長 例えばそういうところもあるかもしれません。今学校のほうで、基本的には 通学路というのは、安全が確保できる可能性が多い場所を指定しているわけですけれども、 今回、もう一度、本当に安全なのかという視点で見ていただきたいということでやっており ますので、いろいろなケースがあろうかと思います。今のような御指摘のところも、上がってくる可能性はあると思います。
- ○松尾委員 ステップ1を見ますと、合同点検メンバーは、学校が主体で点検をするけれども、 その点検のメンバーには学校のほかに地域、警察、道路管理者等が入っているという、そう いう理解でよろしいですか。
- ○教育調整課長 現在、各学校でPTAと、それから地域の方と協力してやっていただいています。そこで出てきたものの中から、やはり具体的に道路管理者や警察が一緒に見に行ったほうがいいものを抽出して見に行くということになりますので、そのときには当然、当事者である学校とも一緒に見に行くということになります。
- **〇松尾委員** わかりました。ありがとうございます。
- ○菊池委員 この通学路ですけれども、これは対象は小学生と幼稚園でしょうか。中学生は入らないのですか。
- ○教育調整課長 今回は各小学校に通知し、この抽出については依頼をしております。小学校のところで区全体がカバーできますので、今回は小学校ですけれども、先日、校長先生の会でこの説明をさせていただいたときに、中学校につきましても、学校の周りはその各学校でしかわからないところもありますので、中学校もここのところについては、ぜひ一緒にやっていきたいというお話がありましたので、中学校については通学路の提出のときに、特にお気づきのあったところについては出していただきたいということで、お話はさせていただきました。
- ○菊池委員 幼稚園は特に重要かと思いますが、幼稚園も入っているということですか。
- ○教育調整課長 幼稚園につきましては、通学路という設定はありません。保護者の方が必ず

送り迎えをしておりますので、また小学校と併設のところは区域的にはかぶっておりますので、小学校のほうでやることによって、それは同じようにカバーできると考えております。

- ○菊池委員 ありがとうございました。
- **〇熊谷委員長** ほかによろしいでしょうか。

対策を立てて実施するということですから、実際に一番、キーになるのは、信号機とかガードレールとか、道路標示をきちんと塗り直すとか、そういうことが一番対策になると思いますけれども、このステップ2のところで、9月からは対策メニューを検討して、対策実施に向け調整して、11月にはその対策実施の状況を報告することになっています。ですから、この9月以降に信号機つけたり、ガードレールつけたり、そういうことをするのですが、それはどこが予算を出すのですか、そういう調整はどこがやるのですか。

○教育調整課長 先日の第1回の関係者会議のときに話が出ましたけれども、警察のほうでも全体の予算の関係がございまして、いろいろな要望の中で、やはり優先順位をつけていくということになっているということです。それで、今年度中に抽出したところがもし多くて、全てができるのかどうかという、そういう話にもしなったときは、やはり優先順位をつけながらできるところからやっていく。そして、さらに必要なところは、次年度に向けてまた予算要望を警察のほうにもしてもらうということになってくるかと思います。ですから、先ほど申し上げましたように、11月30日にすべてのものが実施済みというようにならない可能性もあるということも想定をしております。

特に今の予算の関係のほかに、通行止めというのは、警察がここを通行止めにしたいということですぐできるものではなく、地域の生活道路でもありますので、地域の皆様と協議をしながら決定していくというようなこともございます。このように実際の対策メニューの実施については、いろいろなところとの協議が必要になっていきますので、一定の時間をかける部分も出てくると思いますけれども、本当に危険なところというのがありましたら、もとろんそれは緊急に対応していきたいと考えております。

- ○熊谷委員長 お聞きしているのは、道路管理者が入っているので、道路管理者が予算を出すのではないのですか。警察は警察で、そんなに予算ないでしょう。都の第三建設事務所も入っていますが、都も積極的に対応していくということではないのですか。
- ○教育調整課長 私も、何がどの役所というのが、今きちんとわかっているわけではございませんが、道路管理者の部分についても、もちろん予算は支出する部分が出てくると思います。今回、年度の途中でこういう通知が出て、これに伴って国のほうで予算が措置されていると

いうことではございませんので、今年度の予算の中でやっていくということに、まずはなろうかと思っております。ですから、それぞれの役割に応じて、経費は支出していくことになるかと思います。

○熊谷委員長 非常に不安なので言っているのですが、子どもたちの安全が第一です。子どもたちを本当に守るには必要だ、というところがあれば、もう優先的に、そういうところは予算を割いても、それなりの手当をしないと、会議をいっぱい開いても意味がない。予算がなければできないとか、検討しますというそういう形ではなくて、特に東京都に報告することになっているのだから、区からだけではものすごく弱いので、東京都から例えば道路管理者に話がいくとか、もっと積極的に東京都には、そういうことに対する予算措置の話をきちんとしてほしい。

あの事故を見ていると、ガードレールがあれば助かったというような、現実にはそういう 指摘が、非常に多かったです。それを例えば、その通学路をちょっと変えてみたり、それか ら保護者が同伴というか、同行したり、それで多少は注意できるけれども、暴走車が入って きたときに、一番はハード的なガードレールとか、あるいは信号機とか、場合によっては道 路自体を改良すべきだと思います。特に心配しているのは、新宿区は、交通量が多いところ です。道路自体もそんなに整備が進んでいるわけではないので、その辺、ぜひ強く教育委員 会のほうから、委員のほうから要望があったというように言っていただければいいと思いま す。多分、教育委員の皆さん、全員フォローはすると思うので、子どもたちを守るために本 当に真剣にしないと、これだけのことを国からおろしてくるということは、国でも多分別途 予算を組んでいると思います。ぜひ子どもたちのために、よろしく検討を進めていただきた いと思います。

○教育調整課長 御意見、ありがとうございます。

まだ抽出箇所というのが具体的に出てきていない段階で、あいまいなお答えになってしまったかと思いますけれども、上がってきたものをきちんと見て、適切な対応ができるように、 東京都等にも申し入れをきちんとしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇熊谷委員長 よろしくお願いいたします。

ほかに何か。

○松尾委員 すみません、ちょっと話を戻して恐縮なんですけれども、最初に質問したところが、やはりまだよくわからないので、このスケジュールの中の8月上旬から8月下旬で対策必要箇所の抽出となっております。その裏面のほうの緊急合同点検の流れというところを見

ますと、危険箇所の抽出というのは学校・PTAとなっているわけです。その中に、通学路 設定と安全点検、危険箇所の抽出。その抽出されたものについて、合同点検を実施して対策 必要箇所を抽出するという流れになっているわけです。

そうすると、この図を見る限りは、どんな箇所が危険かというのを見抜くのは、学校、PTAの役割という形に見えるわけです。もちろん地域住民も、学校、PTAも、これ危ないなという箇所があればもちろん指摘するでしょうけれども、一方、やはり専門家の目で見ると、ここは実はかなり危ないというような箇所もあるのではないかと思います。そのような少し専門的な観点からの危険箇所の抽出というのが、この流れできちんとできるのかというところ、少し不安を覚えるのですけれども、一応、関係者会議の中には警察署等が入っていますから、そこである程度はカバーされるものと思いますけれども、どういう箇所が危険かという部分についてのきちんとした知識を持って、その対策箇所を見つけ出していくということが僕は必要だと思います。そこのところをもう少し、きちんとできているのかどうかというところを、お話を伺います。

- ○教育調整課長 基本的には、今回の緊急合同点検以外でも、通常、警察と学校が安全教育の面で連携したりなどということで、警察もかなり交通安全というところには気配りをして、みずから対策をとっていただいている部分はあると思いますが、確かにこの流れでいけば、PTAや学校からの抽出から一定精査をして、その中の一部分というようなことだけではいけないのではないのかという御指摘だと思いますので、地域を歩く中でさらにそういう目でも見ていただきたいということは、次の会議の中でも私から意見させていただきます。
- **〇熊谷委員長** ほかに何かあれば。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、3番目の報告に何か御質疑があればどうぞ。

○白井委員 報告3についての2枚目で、全て警察から学校への連絡事案ということで、ここに書かれている理由というのが、ガイドラインの4項の(1)の警察から学校への連絡事案ということに該当していて、この個別案件を拾って見ると、①のイと、それから②のウと、③のオに該当すると分けられるようです。

それで、お聞きしたいのは、この連絡を受けて、学校側は大体どのような対応をするのか。 個人情報のものがあるでしょうから、抽象的でいいですけれども、このガイドラインを見る と5ページのところでは、警察から受けた場合の学校の対応として、(1)として児童・生 徒が健全な学校生活を送れるよう、当該児童・生徒の規範意識の醸成とか、立ち直りのための教育的、継続的指導と抽象的に書いてありますが、今回のように具体的に事案があった場合で、学校側は大体どのような指導を継続的にしているのかということを、お聞きします。

○教育指導課長 少し具体的にお話をしたほうがわかりやすいかと思いますので、万引きを例にお話をしたいと思います。

全国的に、または東京都が、特に万引きに対してきめ細やかに対応するようになったのは 最近ですが、それ以前までの状況を少しお話ししたいと思います。以前は万引きを行った児 童・生徒がいた場合、商店は例えば警察に連絡をするに当たって手続が大変だということが あったり、それから子どもとの関係で、御家庭には連絡するけれども、警察、学校には連絡 をしないといったことが、一般的でした。

万引きというのは、警察においては初発型の犯罪、ゲートウェイ犯罪と言われまして、その後、子どもたちが大きな犯罪につながっていく、さらに凶悪な犯罪をするその入り口であるといった意味で、とても重要視をされています。それにもかかわらず、万引きは長い間きちんと対応されなかったと言えます。学校は子どもが万引きをしたことを知らない、警察にたとえ連絡がいっても、警察から学校にも連絡が入らないといった状況がございました。そういったものを改善するために、この連絡制度が活用されるようになりました。現在は、万引きの被害に遭った商店は必ず警察に連絡をしなさいとされていまして、初犯であろうが、なかろうが、適切な指導が警察署からなされるようになりました。警察署で一度指導を行い、さらに学校にも、この制度を使い、きちんと連絡がなされることになります。そして学校はそれを受けたということを御家庭、それから本人に連絡をするということになります。

協力的な保護者については、警察署から連絡がある前に、みずから学校に連絡をするという御家庭がありますが、そういった御家庭はさほど心配がないのかもしれません。黙ってしまうような御家庭、そういった場合に特にこういった制度はとても有効に働いております。 警察署から学校に連絡がありましたと、御家庭に連絡をして、学校と一緒に、この子のためによりよい方法をとりましょうと保護者に伝え、その後の具体的な対応の方法を相談します。

万引きは、特別目立ったお子さんが行うということではなくて、学校が気がつかないようなお子さんが行うことが多々あります。ですから、そういった子どもの変化を敏感に見取ることができるといった意味でもとても有効です。また、当然その情報がほかの子どもたちには漏れないように、学校では丁寧に行っているところでございます。

〇白井委員 意見として、今指導課長おっしゃったように、本当に少年犯罪を見ていると、一

番最初の万引きとかいろいろなものが見過ごされてきて、ここで規範意識というか、そういうものがどうしても養われていない、ということになっているところも多いので、やはり今指導課長がおっしゃったような視点で、学校側が親御さんと連携を上手にとりながら対応していっていただけたらと思います。

○羽原委員 感想からいくと、10件というのは非常に少ないなという感じです。それと、すべて夏休み以降という傾向、これは印象としてありました。

僕の知る限りは、万引きはこんなに少なくない。それから、1人でやるのではない。大体仲間がいるんです。チームで、ゲーム感覚でやるという例が多いので、余り単発でこれを押さえるかではなくて、恐らくその発生源を見るとか、クラス、学年、居住地というところに何らかの1人でない要素があるのが大体一般的で、少ないのはいいことだけれども、余りこれで安心しないほうが、校外の現場としてはこれだけだと思うと間違えるのではないかなと思います。

それから、本人外収集という言葉、これはどういう意味ですか。

○教育指導課長 まず最初の御意見でございますが、羽原委員おっしゃるとおりだと思います。 万引きの検挙数そのものが、すべての万引きの実態をあらわしているのではない。遊び感覚 で行っているといったケースも、非常に多いのではないかというお考えでございますが、全 くそのとおりだと思います。

これについては、警察庁も実はずっと調査をしておりまして、ここ10年間ぐらい、全国的には万引きの検挙数そのもの、少年犯罪については減っていると分析しています。ただ、東京都については残念ながら逆にずっと増加傾向にあります。遊び感覚かどうか、検挙をした子どもたちに対して聞き取っている調査があるのですが、実は最近少し変化がありまして、遊びよりも、またグループ型ではなくて、個人の自分の欲、単純に欲しいといった理由が第1番目にきているといった実態があります。以前は遊び感覚というのが目立っていましたのが、最近は自己中心的になってきている傾向があるようです。

少しつけ加えますと、万引きの実態はなかなか正確につかめない状況もあります。東京都はこの万引きを抑えるために、平成20年の12月に政府が犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008というものを制定したのですが、これに基づいて東京都は万引き防止のためのアクションプログラムというものを作成して、平成21年9月に全東京都のコンビニ、書店、スーパー、百貨店などに対して、万引きがあった場合の対応について指導を行っています。万引きの被害にあった場合は必ずすべてを警察に報告することを依頼するとともに、調書を簡略

化して報告しやすいようにしています。その成果もあって、実は平成21年ぐらいにかけまして検挙数が大幅に増加をしました。数字を申し上げますと、平成19年、ちょうどこの対策がなされる直前ですけれども、そのときには全都で小学生が189名、中学生は1,260名だったのですが、わずか2年後、平成21年には小学生が434名、検挙数が倍増しています。中学生も同様に、わずか2年後には2,060名に増加しています。

ただ、先ほど申し上げましたとおりこの検挙数が上がったということによって、また学校に連絡がいくということによって、再犯率を多分相当下げているのではないかといったことが想像されます。実際に成果が上がってきているのはここ一、二年でございまして、小学生は昨年度初めて増加傾向にストップがかかりました。中学校については、一昨年度から増加傾向にストップがかかっており、全国同様、減少傾向にあります。しかし先ほど羽原委員がおっしゃったように、氷山の一角であるということを考えれば、本当のところは下がったかどうかはわからないことになります。学校としては、今後も厳しく見ていく必要があるだろうということになります。

2つ目のことの本人外収集ということですが、これは新宿区の個人情報保護条例に基づいた言葉で、本人外収集というのは、本人の同意なくしてその個人情報を収集するといったことになります。

以上でございます。

〇能谷委員長 よろしいでしょうか。

それでは、次の報告に移りたいと思います。

報告の4番目について、何か御質問なり、御意見ございますでしょうか。

- ○白井委員 9ページで、評価結果集計表が出ていますが、これは23年度の評価だと思いますが、22年度と比べて評価が上がった項目、それから評価が下がった項目があったら教えてください。
- ○教育支援課長 まず、評価が上がった項目を何点か申し上げますと、1点目は施設管理に関することの③節電節水等に努めているか、これが前年度に比べますと、A評価、5人ということで、22年度はA評価がいらっしゃいませんでした。

それから、学校利用者の利用に関するところの①児童・生徒の体験学習活動への支援が行われているかといったところが、昨年度、A評価が1だったものが3になっている状況がございます。

それから、③につきましても、A評価が、昨年1だったものが2名。

それから、5番の従業員に関することの接客態度は良好であるか、②ですが、こちらが、 昨年、A評価が2名だったものが5名というような状況にございます。

逆に下がっているところといたしましては、3番の②施設の特性を生かした集客性のある 自主事業が行われているか、これは昨年度、C評価が3人だったのが、今回5人という状況 がございます。

マイナス部分は以上でございます。

○熊谷委員長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告5についてお願いいたします。

○松尾委員 形式的なことですが、これはその報告の題名が「平成25年度新一年生受入可能学級数」ということになっております。そこに出ている数値というのは、受入可能学級数ですけれども、これは通学区域内に住んでいる児童の数と、それから学校選択制によって選択した児童の数を、合わせてこのクラス数、受け入れることが可能であるという数字の表になるわけです。

一方、市谷小学校、四谷小学校については、これは選択できない学校として指定したために、ここは数値が入っていないということになるわけですが、その場合でも、もちろん通学区域内の児童に関してはクラス編制がなされて、見込みとしては何クラスか編制がなされるという実態があるわけで、そのことがこの表では、詳しく話を聞けば、ああそういうことだなとわかりますが、このいただいた報告の題名と数字を見ても、そのことがちょっとわかりづらいものですから、少し工夫をして、その数字の意味が読み取れるような報告にしていただいたほうが、望ましいのではないかというように感じました。

- **〇熊谷委員長** いかがでしょうか。
- ○学校運営課長 まず最初のいわゆるこの数については、委員御指摘のとおり学校選択の方、 それから当然通学区域内の方も含めて受入可能ということでございます。それと、いわゆる 市谷と四谷については横棒となってございますが、これについては下の方に補記がしてござ いまして、3学級編制となり得る小学校ということでございまして、このあたりについても 委員の御指摘もございますので、工夫はしてまいりたいと考えてございます。
- ○熊谷委員長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしければ、報告6に移りたいと思いますが、報告6、御質問なり、御意見があればお 伺いしたいと思います。

- ○羽原委員 保護者から質問とかクレームとか、そういうような受け手の側の反応は何かございますか。
- ○学校運営課長 これの周知等、結果等に伴って、特段のクレーム等は聞いてございません。
- **〇熊谷委員長** ほかにございますでしょうか。
- ○菊池委員 恐らく継続してやっていかないといけないものだと思いますけれども、区としてはいつまでやっていかれる予定なのかということと、もう一つ、今回は干しシイタケを選ばれていますけれども、今後はどういった食材をまた選択していくのかとか、教えていただければと思います。
- ○学校運営課長 これにつきましては、裏面の今後の予定というところをごらんいただきたいと思います。今のところ区では2学期、3学期に1回実施。それから、都の部分については、2学期、3学期もそこに記載のとおり、米と、3学期は大豆ということになってございます。
- ○菊池委員 もう少し長いスパンの予定はいかがですか。
- **〇学校運営課長** このあたりにつきましては、教育委員会だけではなくて、保育園等も含めて 全庁的な対応を決めた後に対処していくということでございまして、その辺につきましては まだ検討中ということでございます。
- ○羽原委員 プールの検査はどうなっていますか。
- ○学校運営課長 プールについては、特段今回は検査はしてございません。
- ○羽原委員 今の長期的にどうするかというのは、国もあるし、都もあるし、やはりある程度、 安心感を持てるためには、長期的なスパンで考えていかなければならないし、都がやらなく ても区ではやるというぐらいのスタンスはほしいと思います。

それから、プールは、雨が降ったり、雨も余り数値は出ていないようですけれども、やはりプールはどうしても飲むこともあるし、これも継続的に年に1回ぐらいのシーズンかもしれませんが、やはりしばらくの間はやったほうがいいのではないでしょうか。再稼働だと、すぐリスクを忘れるような対応の仕方は、1年でもういいだろう、やめるという発想ではないほうが、保護者にとって必要ではないかと僕は思います。

- ○学校運営課長 そのあたりにつきましては、我々はこの雨水等につきましては、現在を含めて、水道水も含めて、安全だろうという認識は持ってございます。ただ、御指摘もございましたので、今後どうするかにつきまして検討は必要であると考えてございます。
- ○羽原委員 その安心だろうと思うことは、それは悪いことではない。しかし、やはり不安感がどこかぬぐえない、特に小さい子どもがいる家庭では、そういう口にはしないまでも不安

感というのはどこかある。そういう状況の限りでは、やはり行政というのは積極的に対応して、積極的に発表して、無事なら無事ということを伝えていくべきではないかと思います。

まだ2年たたない割には、緩んできつつあるかなという感じがありますので、本当に安全 ということは言えない状態、安心であろうというぐらい。つまり、安全神話の時代に戻って はいけない、そこの歯どめをどうきちんとするかということは、行政の精神の中に根差さな いといけないと思います。

- ○次長 今の羽原委員の御指摘、ごもっともな部分だと思います。やはり長期的な部分で、放射能の対策というのは、安心な、完全に保障ができない以上、行政としてやるべきスタンスは持つべきだということ。実際、環境清掃部のほうで対策本部を持っておりますので、これについて引き続きやっておりますので、そういった区の全体の動きもにらみながら、教育委員会としてできる部分については引き続き努力してまいりたいと、そのように考えております。
- ○教育長 放射性物質の検査につきましては、23年度中も新宿区が区を挙げて、今、次長から 話がありましたように対策室を設けて検査をしてまいりました。プールについても、昨年、 プールに入る前、また夏休み明けの2回、検査をしましたし、また年度末に土壌などの調査 なども行って、国の基準の1メートルだけではなく、地表面からの5センチだったと思いま すけれども、子どもが使う施設ということで非常に厳しい基準ではかり、除染などもしてき ました。そして、今年度は給食について区で自前で検査する。また、都の検査についても積 極的に手を挙げて活用しておりますので、こういった検査をしながらその正確な情報を出し て、区民の方に現在の状況を判断していただく。一方で、検査体制も国、都、区市町村でさ まざまな形で整ってもきていますし、さまざまな知見もそろってきていると思いますので、 そういった両面を踏まえて長期的にどうしていくのかについては十分、羽原委員の御指摘も 踏まえて、区として考えていくことになると思っております。
- ○熊谷委員長 それでは、報告7、学校給食調理業務委託実施校について、学校運営課長に何かお尋ねすることがあれば、御質問いただきたいと思います。

特にないようでございますので、報告8に移らせていただきます。いかがでしょうか。

○教育長 先日、落合第六小学校のPTAの方々と話していましたが、この高齢者総合相談センターに来られる方のイメージとか、またここへ来られる高齢者の方と子どもたちが、動線上、交わって、子どもたちが思わぬけがを高齢者の方にさせてしまうのではないかと、そん

な御心配もされていました。様子を知っている者からすれば、そんなことはないと思いますが、またそういう説明も福祉部でしているとは思いますけれども、そういう御不安が今もありますので、高齢者総合相談センターを設置する福祉部のほうに、説明を引き続きしてもらえるように伝えてほしいと思います。

- ○羽原委員 落六小学校の落合第二というのが、何かややこしいですね。
- **〇学校運営課長** 確かに紛らわしいというところでございますが、この落合第六小学校があるところが落合第二特別出張所の管内であるということで、そういう関係でございます。
- ○羽原委員 一番下に書いてあるから、そうかなと思ったけれども。推理力を持たないと対応 しにくいと。もうちょっとだれでも来られるようなネーミングもあったのではないかなと思 います。
- ○白井委員 今教育長が言っていた高齢者にけがさせるおそれとかということを御心配しているということでしたが、小さいときから高齢者とかに気を配った生活をするということを教育するのも、大事なことではないかと、私自身はもし自分が母親だったらそう思うので、動線を分けるとか、何かそういうようなことをもしお考えになったとすると、本当にそれがいいのか、という気がしないでもないので、その点を皆さんで議論していただきたいという気がします。
- ○教育長 動線と、あと管理区分もありますので、基本的にはそういう区分がされるわけです。 一方で、既に東戸山小学校では、高齢者の在宅サービスセンターも入っていて、併設である ということのよさを生かして交流も自然な形で行われています。

先ほど言いましたのは、初めてのことで不安があるが、不安を抱くようなことではなく、 日常生活の自然な中でのことであり、設置する前の説明と設置した後の状況も見ながら、相 互理解を深めていくいい機会だと思います。そういう面で、白井委員がおっしゃったように、 ともに暮らしているわけですので、それは必要な配慮だと思います。

ただし、不安の声を聞いて、不安というものはそういう形で起きるのだと思いましたので、 そこへの配慮は必要と思います。

- **〇熊谷委員長** 高齢者総合相談センターというのは、10カ所あって、今度のこれは11カ所目に 当たるのでしょうか。
- ○学校運営課長 いえ、11カ所ということではなくて、10カ所の中の1つでございます。
- ○熊谷委員長 移転ということ。その10カ所のうちに、基幹と9ヶ所の委託というのは、全部、 やさしい手がやっているのですか。

- ○教育調整課長 もう既に9カ所、委託で運営しておりますので、事業者はさまざまです。新 宿区の社会福祉事業団もございますし、そのほかの介護事業者とか、幾つかの事業者が入っ ております。
- **〇熊谷委員長** 管理運営しているのは、運営、全部委託しているのですか。やさしい手は、今 回の第二の相談センターを初めてやるのですか。
- ○教育調整課長 そうです。 9 カ所は委託です。それで、やさしい手は、現在、中井の駅の近くで既に落合第二高齢者総合相談センターを受託して実施していますが、今回、場所を落合第六幼稚園の中に移るということでございます。
- **○熊谷委員長** ほかには、やさしい手はやっていないのですか。
- ○教育長 この立ち上げにかかわったものですからお話しますと、介護保険法が改正されて今から6年か7年前に、こういったものを一定の人口規模ごとに置くことになりました。新宿の場合は、特別出張所が10ヶ所ありますが、柏木と角筈については高齢者人口が少なかったこともあり、合同で1カ所ということで9カ所になりました。そのときに、制度としては地域包括支援センターという名称ですが、区の業務でもあり、公的の施設に置きたいと思ったのですが、にわかに公的な施設が確保できなかったので、民間へ委託し、そしてそこが場所も確保するということでスタートしました。

場所と運営の委託の仕組みと、そして流れとしては公的な施設なので、公的な場所に入れていきたいということで今、区で場所を、例えば社会福祉協議会のところですとか、建てかえの機会などに移転していくということです。

○熊谷委員長 聞きたかったのは、こういうのは大事な施設なので、以前でしたら直営でやっていたと思いますけれども、今はそうではなくて、民間活用ということもありますし、これは株式会社が担っているものだから、その辺がどうなっているのか。

私がお聞きしたかったその心は、こういうところの実際の運営されているところによって、 先ほどのように小学生と高齢者との間の支障を来さないような利用とか、そういう良い関係 ができると思います。かなり経験があって、それなりの能力のあるところであれば、十分に 小学生とのかかわりができるでしょうけれども、教育委員会の立場としては、実際に現場で 管理運営をしている人たち、もちろん信頼はしていますけれども、かなり、信頼ができれば、 経験豊富であればうまくいくと思いますけれども、そこはどうかなということが、実はお聞 きしたかっただけなんです。

直営で、例えばトップのセンター長は区の職員であるとか、区の外郭団体の職員であれば

できるでしょうが、委託したときに、その辺をどういう形でこれから決めていくかということも含めて、結構重要かなと思ってお聞きしました。

- ○教育調整課長 ここは介護保険事業者ということで、長くここのセンターも受託している事業者ですし、管理者会というのを定期的に行って、担当課である高齢者福祉課も、内容ですとか、そういう管理面については指導をしておりますので、その辺は十分こたえていけるものと考えております。
- **○熊谷委員長** 信頼をしております。 ほかに何かございますか。
- ○松尾委員 もしかすると既に御説明いただいたことかもわかりませんが、ちょっとよくわからなかったので、この報告の趣旨の4段落目に、「上記設置趣旨から、教育委員会としても協力し、園舎(教育財産)使用を許可することとする。」と書かれておりますけれども、そのここで言っている「上記設置趣旨から、」と言っているのは、これはどこの部分に該当するのかがちょっとわからないものですから、その教育委員会として協力するだけの理由を御説明いただきたいと思います。
- ○教育調整課長 この事業は委託で行っており、当初、民間のビルでずっと実施をしていることから、非常に場所がわかりづらいという課題がありました。少しずつできるところから、区の施設に入れていくことによって、わかりやすく、利用しやすくしていただくということを今進めておりまして、その一環として、この落合第二については、区民の方に落六小の幼稚園舎にあるということを言えば、わかりやすさが本当に増すということで、福祉部から教育委員会に依頼があって、それでは落合第六幼稚園の、既に半分は放課後子どもひろばで利用しているわけですけれども、一部空きスペースもあるので、これは使用許可をしようということでこざいます。そういう判断をしたということでございます。

〇松尾委員 わかりました。

その項目4の株式会社やさしい手の中のセンターの職員体制とありますが、そこに社会福祉士、看護師、主任介護支援専門員、介護支援専門員というのが入っていますが、その下の事業内容というところを見ますと、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、指定介護予防支援事業等となっておりまして、これを見ますと看護師であるとか支援専門員といった方が、この事業にどうかかわっているのかというのがちょっとわからないものですから、もしわかるようでしたらわかる範囲で御説明いただけますでしょうか。

- ○教育調整課長 ここの一番上のところに、「高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)」という記載があると思いますけれども、ここで介護保険事業上は地域包括支援センターというものを設置することになっておりまして、そこでの必須が看護師か保健師、それと主任介護支援専門員という配置があります。そのほかに新宿では区の予算を投入いたしまして、職員を非常に手厚くして、地域の中でいつまでも、高齢になっても住み続けられるようにということで、在宅でいる方についての訪問、見守りをするというような役割があります。それから、ワンストップサービスを目指すということで、役所のほうにわざわざ来なくても介護の認定や相談をできるようにということで、それに必要な人員を配置しているものでございます。
- **〇松尾委員** それは、事業内容の中ではどれに該当するのですか。
- **〇教育調整課長** 総合相談支援というところに当たります。
- **〇松尾委員** その総合相談支援という部分で、専門的な資格なり知識なり、専門的な方がそこ で訪問したりして支援を行うと、そういうことですか。

単に総合相談支援というのを見ただけでは、どのような内容なのか、つまり、どの程度専 門的なことが必要なのか、そういうことがわかりづらいものですから。

- ○教育調整課長 そのほかに、介護予防ケアマネジメントというのが、いわゆる特定高齢者、介護が必要になる直前の方についてのケアマネジメント、それから指定介護予防事業というのが、要支援の方の予防事業であるとか、そういうことについても専門性が必要であるということになります。要するに、既に介護状態にある方については、訪問とかそういうケアがあります。そのほかに介護にならない、その一歩手前の方、それから介護度が低い方へのケアマネジメント、要するにいろいろなサービスを組み合わせながら介護状態にならないようにする。そういう支援をしていくためには、やはりこのような専門職が必要であるということになっていると思います。
- ○菊池委員 要するに高齢者が困ったときにどこへ行っていいかわからないんです。何でもいいから相談をしたい。家族が認知症になったので、どうすればいいか、どこへ行っていいかわからないので、とりあえず区としては、この高齢者総合センターというのを設置して、総合相談支援というのは、最初の窓口であって、何でもいいから、何でも相談を受けますよ。あなたはどこへ行ったらいいですよということを、いわゆる交通整理をしてくれるという意味の施設です。

介護予防ケアマネジメントというのは、今、特定健診などいろいろやっていますけれども、

65歳以上で問診事項があって、ちょっと足が弱っているというような方をを、介護状態にならないためにいきいき支援などがありまして、それをやって、介護予防、介護にならないように予防するためのことをここでサポートする。

それから、権利擁護というのは、恐らく後見人、そういうものですね。認知症の人とか、 成年後見人とか、そういうことのガイドを示してあげる。

包括的・継続的ケアマネジメントというのは、もう要介護ではなくて要支援が1と、要支援1、2、要介護1、2、3、4、5とありますが、要支援1、2の段階まではこの区のサポートでサポートする。要介護1になってからは、そのケアマネジャーというのは民間のほうに移ります。そしてケアマネジャーは、その時点でバトンタッチするということになっています。

- **〇熊谷委員長** よろしいでしょうか。
- ○学校運営課長 先ほど羽原委員のほうからございました就学援助のそれぞれ1人当たりの平均ということでございます。これにつきましては、小学1年生につきましては、入学用品等が支給されます。約8万円でございます。その他、2年生から4年生までは約6万円となります。それと、小学5年生が移動教室等があるということで、これが8万円で、最後、小学校6年生は修学旅行費とか卒業アルバム費がございますので約10万円と、学年によって分かれてございます。

続きまして、中学1年でございますけれども、これも新入学の学用品の関係で約12万円、 それから中学2年生が10万円、それから中学3年生が修学旅行及び卒業アルバム代というこ とで約18万円といった内容になってございます。

以上でございます。

〇熊谷委員長 ありがとうございました。

それでは、報告事項の1から8まで御質問をお受けしたわけですが、その他、何かございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

〇熊谷委員長 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。
